

令和 7 年度 第 1 回

長野市社会福祉審議会 老人福祉専門分科会 会議要旨

日 時	令和 7 年 7 月 7 日（月） 午前 10 時～11 時 30 分
会 場	長野市ふれあい福祉センター 5 階 ホール
出 席 者	委 員/〈会場〉 山岸委員、中村(孝)委員、寺沢委員、岩下委員、 西島委員、小池委員、風間委員、山内委員、小山委員、 夏目委員、中村（雅）委員、山田委員、青木委員、 黒岩委員、戸谷委員、宮本委員 （所属、役職は別紙委員名簿のとおり） 事務局/ 小林保健福祉部長、轟高齢者活躍支援課長、戸谷地域包括ケア 推進課長、小田切介護保険課長、佐藤保健所健康課長、 柄澤国保・高齢者医療課長 ほか 傍聴者/ 1 名

（議事録）

事務局	1 開会 2 あいさつ 3 新委員紹介 4 副会長選出 山岸会長、委員からの意見確認も挙手なし。事務局からの提案を依頼。 ・副会長 中村孝四郎委員 → 全員賛成により選出 5 協議事項 (1) 緊急通報装置の機能拡大について 資料に基づき、事務局より説明
宮本委員	2025 年に団塊の世代が 75 歳となり高齢者が増えている。そのような中、 緊急通報装置の事業は重要であると考えている。しかし、それにも関わらず

	シート4の説明では、使用状況が年々減少しているとあり、非常に危惧するところである。説明の中で固定電話から携帯へといった流れも含め、様々な課題があると考え。この制度は、高齢者を守るという意味で非常に良い制度であるが、シート4の令和6年に設置している810人は、対象者に対し何割に達しているのか。
事務局	65歳以上の一人暮らしという詳細な数字は今手元にないが、令和2年度の単身世帯は16,500世帯である。今回の利用世帯を考えると約5%程度であると認識している。
宮本委員	今後、特に大事な事業であると考え。隣近所の付き合いが希薄になり、助け合いや支えあいとはいえ、地域では少子高齢化で難しくうまくいかない。本制度は、大変良い制度であるためもっとPRしてほしい。というのも、シート5の通報件数をみるとこの機能がそれぞれ活躍し使われており、大事な装置であることが表れている。ここでお願いであるが、利用状況をR7年、8年、9年と年ごとのロードマップを作るなどして利用数の目標を決め、増やしていった欲しい。令和6年5月15日の新聞では、独居高齢者の孤独死が年間68,000人と掲載されており、緊急通報装置の機能拡大の大切さが分かる。そのような中、装置の大切さと並行して人対人の付き合いについてもやっていかななくてはならない。新聞には、令和6年9月29日に政府の調査で、「親友が多い高齢者」が7%に急減してしまったといった記事である。平成18年度には、65歳以上の高齢者で「沢山友達がいる」と答えた人が24.7%いたが、5年後の平成23年には、7.8%に大幅減少してしまった。尚更、この装置は大切である。国は令和6年4月に孤独孤立対策推進法に基づき早期対策を目指し重点計画に反映させていくとしている。長野市には、孤独孤立対策推進法についてどのような取り組みがあるか。
事務局	最初の意見である利用人数の拡大の広報については、民生委員の協力を得て孤立の調査と合わせ広報をしていただいている。必要な方には申請していただき引き続き広報に努めていきたい。なお、この装置は、協力者の確保が必要であり、何かあった時にはすぐ駆け付ける人が必要である。一人世帯であり、子と離れて暮らしている方も多く協力者の確保が難しいといったこともあり、近所での協力者確保についても課題となっている。今回携帯電話の導入もあるので、それを踏まえ多くの人に利用していただきたい。 孤立の質問については、福祉政策課でも、市内の新聞や牛乳配達の事業者に依頼し、日々何かあれば通報いただくといった孤立防止の事業を実施して

西島委員	いる。地域包括ケア推進課では、「友愛活動」も行っており（冊子あいプラン 21 116・117 ページ）地区での孤立を防ぎ、孤独感を和らげるための活動を支援している。そういった面で孤立防止の対策をしていきたい。 今回の携帯電話型の利用者負担が 600 円であるという件については、委託料が固定型と比べ倍になっているので、割り返すと 15%が本人負担、85%は市が負担している。高齢者の負担軽減につながっており考え方は適切である。聞きたいのは、そもそも固定電話回線型が 2,145 円に対し、携帯電話回線型が約 2 倍位であるが、何故上がるのか説明してほしい。 600 円の設定は適切であると思うが、現在契約している事業者に依頼するのか。全国には他にも同様の機械を作る会社があると思うが、他社の携帯型設備がいくらであるか競争性や料金の値下げ交渉なども将来的には必要である。また、あまりない事案ではあるが、今固定電話型で契約者が携帯電話型に切り替えた場合に 300 円が 2 倍になると値上がり感を強く感じる。何故値上がりするか利用者にもきちんとした説明が必要である。
事務局	委託料が倍になったことについては、機器は基本的に似た形ではあるものの携帯型は固定型とは構造が違い、機器本体が高価である。また、固定電話の場合は通話料が本人負担となるが、携帯型には音声機能が付いていないため、こちらから相談等をしたい場合は、業者から携帯電話に折り返し電話をする必要がある。 次に、依頼予定の事業者は、現行の事業の受託を入札により決定している。他市の状況も確認すると固定電話の 2 倍程度となっている。
山岸会長	意図としては「できるだけ安価で良いシステムを高齢者に」と引き続き検討していただきたい。
山内委員	今回の制度については、非常に良い内容であり、傾向として携帯電話へ切り替えていくこと自体は良いと思いました。1 シート目のその他（1）で近所の協力者が必要になる点に関し、近隣の新聞・牛乳配達やケアマネジャーやデイサービスの方など業としてやっている方に有料でお願いするのはある程度可能であるか
事務局	日常的に新聞や牛乳の配達などをした際に異常を発見した場合は、市に通報してもらうといった別の制度を実施している。今回の緊急通報装置については、例えば朝の午前 4～9 時まで人の動きがなかった時に安否通報というも

	のが自動的に行われるようになっているが、たまたま就寝中や、旅行中ということもあるので、できれば近隣に住む家族や親族など状況のわかる方や、近所でも仲が良く旅行に行くなどのやり取りができる人などに協力いただき、コールセンターなどに連絡があった際に、「旅行しています。」「入院しています。」といった対応ができるようお願いしたい。そのため、今のところ協力者に関しては、ご協力いただける業者に実施していただくというより、ある程度本人とも密接な関りがあり、ご本人の家族や親族、信頼できる民生委員などの方をお願いしたいと考えている。
山内委員	近所に信頼できる人がいれば、使う場面が限られるのではないかな。独居で身寄りがなく孤独死を防ぐのは、今回の制度を作るのに重要な立ち位置であると思う。当然、無償で実施してくれる人を探すのには限界があり、特に限界集落に関しては若者が居ない中、良心の高い人に任せるのは制度として無理があると思う。例えばスーパーやコンビニエンスストア等どこの地域でもありそうな場所に有償で市の費用を掛けてでも実施しないと難しい。そもそも利用者が緊急通報装置を設置すること自体が、自身が相談しにこないとできないということでは、なかなか難しいのでそのあたりも含め検討してほしい。
山岸会長	依頼者が動けないことで、協力者など誰にも連絡できないときには消防等に連絡が行くのか。協力者は選定しておくが、連絡が取れない場合には、公の消防等を派遣するということなので、協力者をお願いできなくても最終的に確保できるのではないかな
山内委員	形式上「家族を協力者にすれば、連絡が取れなくても大丈夫である。」といった説明で設置をしてもらっているのであれば良いが、実際どうであれ「駆け付けられる人が必要である。」と言われれば、そういった方が実際設置できずに不利になるのではないかな。最初から「連絡が取れなくても大丈夫」といった勧誘の仕方をしているのであれば良いが。
事務局	申請にあたっては、民生委員に確認いただくようお願いしている。独居でも家庭の状況がどのようなものであるかも含め、料金が発生しても設置したいか、協力者を指定する必要があるが、「何かあれば消防局に通報されるのでそのほうが安心である。」といった方であれば申込みいただいている。
中村委員	普段デイサービスの現場で働いているが、利用者を迎えに行った際に、

事務局	午前4～9時まで動きがなければ固定型を設置していると外部から声が掛けられる。私が午前9時ごろ迎えに行くと電話が掛かってきて、声が聞こえることがある。固定型のハンドフリー機能がなくなってしまうことについては気になっており高齢で電話に出るのに時間が掛かることが多い中、ハンドフリー機能により聞こえる声で起きるなど、それに対して声を発する方もいるので、今すぐには難しいが、できればそのような機器にしていけたらと考える。 また、仕様の中で料金も含めそのような機械が可能か検討してまいりたい。
黒岩委員	私は民生委員をしており、民生委員会の際に緊急通報装置の機能拡大について説明を受けた。民生委員としても地区の中を見回り、ご家族の方に機器について説明しているが、以前私たちの地域で緊急通報装置を設置するにあたり、60%と超高齢化している地域の人に集まっていただき困ったことや先行き心配なこと、楽しいことなど、様々な話を15人位集まり話してもらった。高齢者や専門職にも入ってもらい話した経過があったが、その際に緊急通報装置のことを皆で共有し、専門職の方から説明を受け結構な台数を設置した事例があった。ただ、その時に協力者は高齢者ではあったが、近所で何かあった時にはすぐに行ける状況であったということを思い出した。ほかの地域の方にもそのような事例を話しながら安心しやっていけるよう、また協力者がいるというのは相談相手がいるということであり、良い関係の人がいるということなので、引き続き協力し話し合っていけると良い。その当時からペンダント型があったが、高齢者も畑に行く。大体持って行かず家に置いていってしまう場合も多いが、持って行っても「電波が届かずに畑で苦しくなった時に通報することができなかった」という話もあった。家族と一緒に居る等で私の地区からはいなくなってしまうが、先日機器が設置され安心して暮らしていると聞いた。機器だけではなく近所の協力者の見守りも含め実施していけると良いし、他の地区でやってもどこかで一緒に協力できていければと考える。
事務局	設置へのご協力ありがとうございます。 また現場での気づきがあれば共有をお願いしたい。毎月の民生委員協議会の定例会もあるので、そういった場で要望を挙げていただき考えてまいりたい。ご協力をお願いしたい。

山岸会長	委員の皆様から積極的な意見や体験を踏まえたお話もあったので、その意見を踏まえ事務局の説明の通り進めていただきたい。
事務局	6 報告事項 (1) 認知症施策推進計画策定及び推進体制への対応について 資料に基づき、事務局より説明
小池委員	認知症施策の計画についてだが、市がケアマネジャーとしてやっているが、認知症の高齢者を多く支援している中で、60代70代前半の若年性認知症の方のサービスについて困る。二回り上の80代90代と一緒に居て良いのか、もっとできることがないのかと悩むことがある。政策視点でも若年性認知症の方のことも触れ考えていると思うが、そのようなところにも重点を置き進めていただきたい。
事務局	若年性認知症の方においては、若年性支援コーディネーターがおり、本人同士で体験を語る本人ミーティングの場やオレンジドアながのといった本人と家族の相談会や 悩みを打ち明ける場などを設けている。
山岸会長	そのような内容を連携させながら考えていってほしい。
小山委員	今の意見と同様だが、連携先を教育機関にも広げてほしい。若年性認知症の本人が、上田にある専門学校とタイアップし、その生徒や地域の人達に向け公開講座を実施した。勉強している人達が、いよいよ社会に出ていくという直前で若年性認知症の方と触れ合う機会を持つことができる。もちろん会うまでに勉強をするステップあつてのことであるが、現場で働く人間にとっても力になる。できれば、小・中・高校生や若い人たちにもっと理解してほしい。社会を変えていくということはそういうことであり、今の現役世代の人達を教育することは、非常に難しいかもしれない。特に「認知症は怖い、いやだ」という考えも世の中にはまだまだたくさんあり、確かに大変なことである。だからと言って毛嫌いするのではなく、「それを支えていく社会にしよう」という動きに変わってきている。この動きは、この5年位で大きく変わったと感じている。ここから先、さらに進めていくには、長野市に高齢者に対する機関だけでなく教育機関ともタイアップして進めてほしい。
事務局	教育機関との連携が大切だと感じている。小学校では、認知症サポーター講座を実施している。認知症サポーター「キャラバンメイト」が小学校に

事務局	行き「認知症とはこういうものである。」「困っている人がいたら手を差し伸べよう。」といった認知症の基本的な知識や、困っている人をどのように支援していけば良いかといった講座を開催しており、小学校での小さい頃からの教育は今後も進めていきたい。 (2) その他 長野市の高齢者福祉・介護保険サービスの実施状況について資料に基づき、事務局より説明
小山委員	10 ページ 221-3「おひとりさま」あんしんサポート事業について意見を述べさせていただきたい。長野市版の「身寄りのない方への支援のためのガイドライン」を作るにあたり関わらせていただいた。その際に言われていたのが、「これは1回作り終わりではない。2年ごとには見直しをし、さらに現状に合わせ進化させていこう」といった話があった。是非そこは忘れずに続けてほしい。
事務局	ご意見及びガイドラインの作成ではありがとうございました。ご意見の通りガイドラインは必要なものであり、関係機関からの相談もガイドラインのおかげで増えてきている。そういったこともあるので、時代に合わせた形になるよう日々見直しについて進めていきたい。
山内委員	10 ページ 221-3「おひとりさま」あんしんサポート事業の制度については、生命保険の手続きや財産管理契約のサポートをしている。今、民法改正の手続きをしているが、県弁護士会としてもより使いやすい制度になるよう、現状は「後見申し立てをしてしまうと生涯解任はできない。補助・補佐・後見の3分野が分かれていることで、必ずしも地域に暮らす本人達のニーズに沿った制度にはなっていない法律である。今年、来年と制度改正に向け、日本弁護士部会に上申する時期になっているので、もしこの制度がこうなれば市としてはより使いやすくなる。という意見があれば知らせて欲しい。 今の状況としては、後見のように全く判断能力が失われている状態は別にして、本人の意向やニーズを十分に聞き取ったうえ、それをどの分野でサポートしていくのかということを管理している。また、有効期契約に関しては、契約はしたものの悪徳というには言い過ぎであるが、司法書士ないしは弁護士の一部と契約をしたまま財産を管理し、有効期契約を実行しないで財産を欲しいままにし、無くなるまで取引を許してしまっているところがあるので、この辺りはより使いやすい制度、監視体制がしっかりしたものになるよ

	うに日本弁護士部会のほうに伝えていくことを併せ報告したい。以上である。
山岸会長	制度改正に向け力強い意見をいただいた。事務局から何かあるか
事務局	事務局でもちょうど制度改正に向け検討を進めさせていただきたいと考えていた。委員にも力強い言葉をいただいたので何かあれば相談させていただきたい。
山岸会長	市でも実態を踏まえ、より良い制度にしていっていただきたい。
夏目委員	11 ページ 222-3「配食サービス事業」について、もともと2地区が令和5年度で1地区になり6年度に0になっている。実情がわからないので教えてほしい。
事務局	本件については、令和7年1月28日の本分科会で説明し承認いただき廃止に至った。利用者の状況で「実施地区1地区」というのは鬼無里地区であり、利用者数が減ってきていた。代替手段で何ができるのかを1人ずつ寄り添い対応し、介護保険サービスのデイサービスや訪問サービスで、または民間の配食サービス事業者で対応ができるということから、この度配食サービスを終了した。
夏目委員	民間事業者により対応するということになったということによいか。
山岸会長	そうです。 代替案を考えながら、市としては配食サービスをやめたという流れである。
夏目委員	知らない人が結果のみを見ると誤解が生まれる可能性があるので、公表の際には、誤解の無いよう結果の下にでも経緯について説明を付けると疑問を持たれないと考える。
事務局	7 その他 ・今後の予定 例年次回の分科会は、来年の1月あるいは2月に行うが、「第2回分科会」の日程は未定。事前に連絡させていただく。
	8 閉 会

